

# キャリアアップ制度

派遣社員の皆様へ

将来希望される職業生活の設計を伺ったり、希望する職業の適正に対する課題を確認することにより、弊社において展望を持って働くことが可能となるよう適切な助言と支援、援助をすることに努め、将来の待遇と生活の質の向上につながるよう対応いたします。また、キャリア形成に資する教育訓練を計画的に行い、派遣先の選定についても就労経験とキャリアが活かされるよう配慮を致します。

弊社にて能力を発揮し、長く安定して働いていただけるよう、就業環境の整備に努めます。

## キャリアコンサルティング

1. 対象者 キャリア形成のため各種相談したいすべての派遣社員
2. 受付 随時受付（相談実施は予約が必要です）
3. 場所 埼玉営業所
4. 担当者 課長 折笠徹
5. 連絡先 0480-44-9848（受付時間 9：00～17：00）
6. 相談内容について
  - ・希望しない方へ目的や活動内容を周知しコンサルティング相談を推奨します
  - ・コンサルティングを実施する際はプライバシーに配慮します
  - ・相談内容は個人情報の保護と守秘義務を履行し、適切で安全な配慮をします
  - ・コンサルティングの結果、不足する知識や能力があると思われる場合教育訓練等のメニューを活用しご自身での能力向上に努めてください
  - ・担当者は相談者に対し適切かつ有効な助言ができるよう、その知見の研磨に努めます
  - ・相談時間は労働時間の途中、就業時間終了後、休日のいずれかに行います。
  - ・キャリアコンサルティングの運営実施マニュアルは別途用意します。

## 教育訓練・研修

1. 対象者 派遣元が雇用するすべての派遣社員
2. 実施時間 労働時間として扱うものとする（有給であること）
3. 訓練費用 無償とする（費用の徴収・資料代の徴収なし）
4. 実施時期 新規採用時  
フルタイムかつ1年以上雇用の見込みがあるものは1年に1回以上行う  
（年間8時間以上）  
※通知について、訓練実施日の2週間前までに通知を行います
5. 内容 別紙 訓練体系図を参照してください

## 安全衛生教育

1. 対象者 派遣元が雇用するすべての派遣社員
2. 実施時期 派遣社員の雇入れ時・作業内容変更時
3. 目的 業種に限定せず労災が発生する可能性が低い業務でも安全衛生教育が必要であり、労働安全衛生法第59条の規定に基づき実施する

## 派遣先選定の手引き

1. 派遣先での教育訓練
  - ・能力向上に資する内容については派遣社員も計画的に受講できるよう依頼します
  - ・受講にかかる費用が生じる場合には別途協議することとします
2. 労働条件の見直し
  - ・派遣社員の能力が向上し著しい功績が認められる場合には派遣料金の引き上げや福利厚生待遇改善等を派遣先に対して交渉をします
3. 派遣先への対応
  - ・派遣社員が派遣先への就業を希望する場合には、派遣先との契約を誠実に履行しつつ雇用契約の終了後またはその途中において、申し込みを行う場合があります
  - ・労働者派遣法に基づく派遣先の責務等に関して派遣元が派遣先から助言を求められた場合には積極的に協力し、労働法令等の遵守を共に図るよう連絡体制を講じます
4. 派遣先の開拓
  - ・営業担当者は派遣先及び派遣業務の開拓にあたっては、派遣社員のキャリアコンサルティングの結果等を考慮しつつ営業活動を行います
  - ・派遣社員の希望する職種や適性と関連のある派遣先を提供できよう努めます

株式会社PMCテクニカ 埼玉営業所

制定 平成30年11月